

平成 21 年度 科学研究費補助金 公募要領・研究計画調書等について



1. 主な変更点・注意事項

<第1種・第2種・第3種科研費に共通する事項>

【公募要領】

(1) 研究者名簿への登録について（次頁の通知参照）

- ・ e-Rad への登録（公募要領 P4~5（文）、P7~8（学））

「研究者名簿」は、「府省共通研究開発管理システム」（以下「e-Rad」という。）に登録されている研究者情報の中から「科学研究費補助金の応募資格有り」と登録されている情報を取り込み作成しています。

このため、今回公募している研究種目に応募しようとする研究者は、下記の期日までに所属研究機関において、「e-Rad」に登録手続きがなされている必要があります。

研究機関による登録に当たっては、登録しようとする研究者全員（1人ずつ）について、

- ①「公募要領に記載の応募資格を満たしていること」を確認し、
 - ②登録すべき内容を誤りなく登録する
- とともに、

- ③「科学研究費補助金の応募資格有り」と登録すること、
が求められます。

また、既に登録されている研究者についても、「所属」、「職」等に修正すべき内容がある場合には、正しい情報に修正する必要があります。

なお、可能な限り第2回の期限までに登録をお願いします。

〔科学研究費補助金研究者名簿について（平成 20 年 9 月 1 日付け 20 振学助第 16 号）（抜粋）〕

e-Rad の研究者情報登録期間（期限）	科研費研究者名簿更新（取り込み） 予定日	
平成 20 年 4 月 19 日（土） ～平成 20 年 8 月 29 日（金）	第 1 回	平成 20 年 9 月 10 日（水）
平成 20 年 8 月 30 日（土） ～平成 20 年 10 月 10 日（金）	第 2 回	平成 20 年 10 月 21 日（火）
平成 20 年 10 月 11 日（土） ～平成 20 年 10 月 27 日（月）	第 3 回	平成 20 年 11 月 5 日（水）
平成 20 年 10 月 28 日（火） ～平成 20 年 11 月 25 日（火）	第 4 回	平成 20 年 12 月 3 日（水）

〔e-Rad 研究者情報登録画面〕

【科研費情報】

科研費応募資格 資格あり 委嘱先

委嘱先

委嘱先指定欄は、研究者が所属する他の併任機関と調整した結果、自機関を委嘱先とすることが決定した場合に指定してください。
研究者の委嘱先指定欄の状態については「委嘱先確認検索」機能で確認し、自機関を含む併任機関の中で1つだけ指定してください。それ以外の状態となっている研究者については「最初に所属した科研費の指定機関」を委嘱先として取り扱いますのでご注意ください。

戻る 次へ進む ログアウト

インターネット


e-Rad

S A B

e-Rad		

e-Rad

S A B
次の点にご留意ください



3. 問い合わせ先

03-5253-4111 4094 FAX 03-6734-4093

e-Rad

0120-066-877
9:30 17:30

12 29 1 3

03-5253-4111 2252

(2) 研究分担者を含む研究課題の応募について (公募要領 P6 (文)、P9 (学))

「研究代表者が「研究分担者承諾書 (他機関用又は同一機関用)」を研究分担者から徴し、保管していること」を、研究代表者の所属研究機関が確認した上で応募手続きを行うよう変更しています。このため、各研究機関におかれましては、所属研究者に対し、十分周知いただくとともに、応募手続きが円滑に実施されるよう配慮願います。特に応募締切り時期が近づくと、確認作業で混乱することも予想されますので、できるだけ早め早めの対応をお願いします。

(3) 重複応募の制限について (公募要領 P7~8 (文)、P12~15 (学))

- ・ 従前より電子申請システムによる応募手続きの段階で重複応募制限の確認をしており、今回さらにシステム上での重複応募制限確認機能の充実を図っていますが、一部、継続課題と新規課題の関係等では対応できないものもあります。公募要領の重複応募制限ルールについては、応募者が各自で十分確認いただくよう周知願います。
- ・ 新学術領域研究に応募中の研究課題が採択され、内定通知 (11 月上旬予定) された場合、当該研究課題は平成 21 年度の「継続の研究課題」として取り扱います。このため、重複応募の制限ルールについて誤りがないよう周知願います。

【研究計画調書】

(1) 研究分担者の研究経費の入力について

電子申請システムにおける研究分担者の平成 21 年度研究経費欄の入力は必須となっています。

研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業者としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者で、応募資格を有し、分担金の配分を受ける者でなければなりません。また、研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければなりません。(公募要領 P6 (文)、P9 (学))

〔電子申請システム「研究組織表」入力画面〕

区分	氏名(年齢)	所属研究機関 部局 職	1.現在の専門 2.学位 3.役割分担	平成21年度 研究経費 (千円)	エフォート (%)
研究代表者	<研究者番号>99999999 <フリガナ>ダイエウ イチロウ <漢字等>代表 一郎 00才	<番号>99999 AAA大学 <番号>999 AA学部 <番号>20 教授	1.* 2.* 3.*	* 500.0	*
研究分担者	* <研究者番号> <フリガナ> <姓> <名> <漢字等> <姓> <名> 才	* <番号> <番号> <和文> <その他等の番号を使用した場合に記入> 本選択は組合せ入力	1.* 2.* 3.*	200.0	*

研究分担者の
平成 21 年度研
究経費は必須

(2) **研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出**（次頁の通知参照）

研究者が作成する応募書類以外に、研究機関が作成、提出する書類として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」がありますので、**平成20年10月31日（金）までにe-Radにより**「文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室」に提出してください。

提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募は認められません。

(3) **「電子申請システム」による応募に伴う事前手続**

「電子申請システム」を利用するためには「電子証明書」と「研究機関用のID・パスワード」が必要です。

①電子証明書について

平成20年9月1日より、e-Radで発行する電子証明書を電子申請システムで利用することとなりました。(P77「日本学術振興会電子申請システムでのe-Rad発行電子証明書の取り扱いにかかる手続き等について（依頼）」参照)

「電子申請システムを初めて利用する場合」又は「日本学術振興会発行の電子証明書を利用している場合」については、新たにe-Radで発行した電子証明書をパソコンにインストールする必要があります。(e-Rad電子証明書の取得方法については、e-Radホームページで確認してください。)

②研究機関用のID・パスワードについて

e-Radより①電子証明書を取得した上で、「日本学術振興会電子申請システム利用申請書」と「返信用封筒（「A4」が入る返送先が記載されているもの）」を同封のうえ、「日本学術振興会総務部企画情報課システム管理係」に提出してください。提出された申請書に基づき、日本学術振興会から「研究機関用のID・パスワード」を通知します。

※既にe-Rad発行の電子証明書及び日本学術振興会発行の「研究機関用のID・パスワード」を取得している研究機関は、再度取得する必要はありません。

※電子証明書、ID・パスワード（所属研究機関）の取得には、電子証明書についてはおよそ2週間程度、ID・パスワード（所属研究機関）についてはおよそ1週間程度かかります。

(写)



100-8959

TEL 03-5253-4111

FAX 03-6734-4093

4091 ...

4095 4328 ...

4087 4316 ...

4094 4317 ...

<第1種科研費に関する事項>

(1) 応募のスケジュールについて (公募要領 P3 (文))

新学術領域研究と特定領域研究では応募の日程が異なりますのでご注意ください。

	()	

※平成 20 年度に設定する新学術領域研究 (研究領域提案型) の研究領域に係る「公募研究」の公募は、別途平成 21 年 1 月頃を予定しています。

(2) 「新学術領域研究」について (公募要領 P10 (文))

・研究領域の構成

研究領域内に設定する総括班 (計画研究) には、研究領域内の全ての計画研究の研究代表者が研究分担者又は連携研究者として参画しなければなりません。

また、必要に応じて、計画研究の研究分担者は、総括班の研究分担者又は連携研究者になることができます。

なお、計画研究の研究代表者又は研究分担者以外の者は、総括班の研究分担者になることはできませんが、連携研究者又は研究協力者になることができます。

・領域計画

・応募の段階で研究期間の途中から (2 年度目以降) 新たな計画研究を追加しようとする計画は認められません。例えば、次のような場合が考えられますが、当該計画は認められません。

× 平成 21 年度から研究領域を設定する場合であって、平成 23 年度から「当初応募時点で当該領域を構成する計画研究に参加していない A 教授を研究代表者とする計画研究を追加すること」を前提とした計画

・公募研究の件数・金額の設定については、真に必要な件数及び研究遂行が十分可能な経費を計上してください。例えば、次のような計画は避けてください。

× 公募研究の件数を多くするため、個々の公募研究における研究遂行が困難と思われる金額を設定すること。

(3) 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の領域計画書について

① 「領域の目的等」／「目的」欄

以下を記述する点として新たに追加しています。

- ・どのような点が「我が国の学術水準の向上、強化につながる新たな研究領域」であるか。
- ・（審査希望区分について、複数の「系」を選択している場合のみ対応）
選択している「系」とどのように関連し、「系」横断的な領域として形成（本領域を構成する研究内容間の相互関係等）しているのか。

[公募要領別冊記入欄（抜粋）]

様式 S-1-18 「領域計画書」応募内容ファイル（添付ファイル項目）

領域計画書-1

② 「公募研究の役割」欄

公募研究の件数・金額については、領域の特性や公募研究の規模・内容に基づき、「真に必要な件数」及び「研究遂行が十分可能な経費」で設定してください。（公募研究への配分額は、領域計画書に記載された研究経費の範囲内で設定します。）

[公募要領別冊記入欄（抜粋）]

領域計画書-8

(4) 「新学術領域研究（研究課題提案型）」の研究計画調書について

審査においてA項目（A-i～A-viii）部分はマスキング審査に付されます。

したがってA項目全体に通じて特定の個人が識別可能な個人情報（氏名や所属機関等）に関する内容は記述してはなりませんので十分ご注意ください。

[公募要領別冊記入欄（抜粋）]

様式 S-1-20 応募内容ファイル（添付ファイル項目）

新学術領域研究（研究課題提案型）-A-1（1）

A-i. 研究の全体構想

1000

[Redacted content]

<第2種・第3種科研費に関する事項>

【公募要領等】

(1) 研究種目の移管 (公募要領 P4 (学))

「特別推進研究」の公募を、文部科学省から日本学術振興会に移管しました。

(2) 研究種目名の変更 (公募要領 P5 (学))

これまでの「萌芽研究」という研究種目名を「挑戦的萌芽研究」に変更し、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究を対象とする研究種目としました。

(3) 「若手研究 (A) (B)」の年齢制限を緩和 (公募要領 P6 (学))

「若手研究 (A) (B)」への応募可能な年齢の制限を、これまでの「37歳以下」から「39歳以下」に緩和しました。

(4) 特別推進研究の継続研究課題の取り扱いを変更 (公募要領 P12 (学))

従来、「特別推進研究」の継続研究課題においては、研究計画の大幅な変更の有無に関わらず研究計画調書の提出を求めていましたが、今回から、研究計画の大幅な変更を行わない場合は、電子申請システムの「継続の場合の研究計画の大幅な変更の有無」欄で「無」を選択するのみとし、研究計画調書の提出を不要としました。

(5) 継続研究課題の研究期間の短縮による新規応募の取り扱いを変更 (公募要領 P12 (学))

原則として、継続研究課題を辞退して新しい研究課題に応募することは認めませんが、研究が予想以上に進展したため、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成し、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合には、新しい研究課題の応募を可能としました。

(公募要領 12頁(2)③)

原則として、継続研究課題を辞退して新しい研究課題に応募することは認めません。ただし、研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合は、平成20年10月27日(月)(必着)までに当該研究課題完了届及び理由書を提出した上で、新しい研究課題に応募することができます。

なお、理由書の内容について、新たな応募研究課題の審査会において不適切と判断された場合には応募された新たな研究課題は審査の対象外となり、この場合であっても、既に完了した継続研究課題の平成21年度以降の補助金の交付を求めることはできませんのでご注意ください。

(6) 特別推進研究の審査の国際化への対応 (公募要領 P40 (学))

特別推進研究の審査意見書作成者に、海外の研究者を参画させることとしました。

(7) 英語版公募要領の公開

公募要領を英訳した英語版公募要領を作成し、日本学術振興会ホームページで公開します。これにより、日本国内の研究機関に所属する外国人研究者等が応募する際の便宜を図ります。

(8) 研究進捗評価結果を次の審査に活かす仕組みの導入

優れた研究課題を継続して支援できるよう、研究進捗評価を受けた研究課題の研究代表者が、「特別推進研究」「基盤研究」「若手研究 (S) (A) (B)」に応募した場合に、研究進捗評価結果を活用し、次の審査に活かすこととしました。

(研究進捗評価)

「特別推進研究」「基盤研究(S)」「若手研究(S)」「学術創成研究費」において、研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資することを目的として、研究期間が3年の研究課題については最終年度に、4年以上の研究課題については最終年度の前年度に実施される。

【研究計画調書】

(1) 連携研究者の研究業績等の記入について（「特別推進研究」、「基盤研究」）

研究計画調書において、連携研究者の研究業績等の記入が可能になりました。

「特別推進研究」の「研究者情報」、及び「基盤研究(S)」の「研究者調書」は、連携研究者についても必要に応じて作成することができます。「基盤研究(A)(B)(C)」の「研究業績」欄には、必要に応じて連携研究者の研究業績を記入することができます。

また、「研究業績」欄に記入した論文の著者名等については、研究代表者・研究分担者と同様、連携研究者にも下線を引くことができます。

(2) 「研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性」欄の新設（「特別推進研究」「基盤研究」「若手研究」）

研究進捗評価結果を次の審査に活かす仕組みの導入に伴い、新たに本欄を設け、研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性（どのような関係にあるのか、研究進捗評価を受けた研究を具体的にどのように発展させるのか等）についての記述を求めます。（本欄には、平成20年度に「特別推進研究」「基盤研究(S)」「学術創成研究費」の研究代表者として研究進捗評価を受けた者のみが記述します。）

(3) 「研究の斬新性・チャレンジ性」欄の新設（「挑戦的萌芽研究」）

「挑戦的萌芽研究」の研究計画調書に「研究の斬新性・チャレンジ性」欄を設け、応募研究課題がどのような点で斬新なアイデアやチャレンジ性を有しているかについて等の記述を求めます。

（「挑戦的萌芽研究」の審査方法・審査基準等は、10月上旬に日本学術振興会のホームページで公開する予定です。）

(4) 海外の研究者を審査意見書作成者として参画させることに伴う変更（「特別推進研究」）

海外の研究者を審査意見書作成者として参画させるため、本提案に至るまでの背景・経緯やそれを踏まえて目指す到達目標を簡潔に記述する「PROJECT DESCRIPTION」欄を追加しました。

また、併せて従来の研究者調書の一部にあたる研究者情報（CURRICULA VITAE、研究業績 RECENT RESEARCH ACTIVITIES I・II）を研究者ごとに英語で作成する必要があります。

(5) 「文献」欄を「応募者のこれまでの研究成果を引用した他の研究者の論文」欄に名称変更（「特別推進研究」）

「文献」欄を「応募者のこれまでの研究成果を引用した他の研究者の論文」欄と名称変更し、記述する内容を明確化しました。

(6) 「研究経費とその妥当性・必要性」欄の見直し（「特別推進研究」）

「研究経費とその妥当性・必要性」欄は、各費目・年度ごとに研究経費の妥当性・必要性を記入するように変更しました。

(7) 「応募総額が5億円を超える理由」欄の新設（「特別推進研究」）

応募総額が5億円を超える場合は、必要とする理由を研究計画調書の該当欄に詳細に記入し、その適切性等について、特に厳正な審査を行うこととします。

(8) 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の見直し（「特別推進研究」）

基盤研究と同様の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄に変更しました。なお、「本応募研究課題と当該研究課題との関係」欄は記述する内容ごとに区分しました。

(9) 「海外の研究者による審査が適当でない場合、その理由」欄の新設（「特別推進研究」）

原則として、全ての研究課題について海外の研究者による審査意見書の作成を求めています。応募者がこれを求めることが適当ではないと判断する場合は、その理由を具体的に記入することになります。この理由の適否については、審査会において判断されます。

(10) 応募内容ファイルの構成（「特別推進研究」）

平成21年度公募に係る「特別推進研究」の応募内容ファイルの構成は以下のとおりです。

※網掛け部分は、新規追加項目

1. PROJECT DESCRIPTION
2 CURRICULA VITAE
3 RECENT RESEARCH ACTIVITIES I (Publications) I
4 RECENT RESEARCH ACTIVITIES II (Invited Lectures and Talks, Prizes, etc.) II
5
6
7.
8
9.
10
11.
12
13
14
15
16
17.
18

1.
2
3
4
5
6
7.
8
9.
10
11.
12
13
14
15
16
17.

1.
2
3
4
5
6
7.
8

1.
2
3
4
5
6
7.
8
9
10

【電子申請システム】

(1) 「基盤研究」「挑戦的萌芽研究」「若手研究」について

今回新たに、「基盤研究（C）」「若手研究（A）（B）」の応募を完全電子化しました。これにより、「基盤研究」「挑戦的萌芽研究」「若手研究」の応募は全て電子的に行うこととなり、紙媒体で提出する研究種目はありません。

(2) 「特別推進研究」について

①英語の入力項目追加

海外の研究者を審査意見書作成者として参画させ、研究計画調書の一部について英語での作成を必須とするため、英語の入力項目を追加しました。

②研究経費のドル表示（自動換算）

海外の研究者を審査意見書作成者として参画させ、研究計画調書の一部について英語での作成を必須とすることに伴い、研究経費を入力すると、下段に1ドル＝110円で換算された金額が自動表示されます。

③「関連研究分野研究者」の見直し

「関連研究分野研究者」の入力項目を、以下のように変更しました。

- 1) 審査意見書作成者としてふさわしいと思われる国内の研究機関に所属する関連研究分野研究者
- 2) 国内の研究機関に所属する研究者で審査意見書作成者として避けてほしい者（任意）
- 3) 審査意見書作成者としてふさわしいと思われる海外の研究機関に所属する関連研究分野研究者
- 4) 海外の研究機関に所属する研究者で審査意見書作成者として避けてほしい者（任意）

④「海外の研究者による審査が適当でない場合」のチェックボックスの追加

原則として、全ての課題について海外の研究者による審査意見書の作成を求めるとしてはいますが、応募者がこれを求めることが適当ではないと判断する場合は、チェックを入れてください。なお、この場合は、研究計画調書の該当欄に理由を記述してください。

(写)

参考

e-Rad

Rad

e-Rad

e-

-----e-Rad

e-Rad

e-Rad

(e-Rad)

(e-Rad)

Q&A

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録がお済みでない研究機関
において必要となる手続き等について

(e-Rad)

1. 9月1日以降に電子申請システムを利用するための電子証明書発行について

e-Rad

e-Rad

e-Rad

2. e-Rad 電子証明書のインストール

e-Rad

e-Rad

e-Rad
<http://www.e-rad.go.jp/>

3. 電子申請システムの ID・パスワード発行について

ID

ID

電子申請システムおよび府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用されて
いる研究機関において必要となる手続き等について

(e-Rad)

e-Rad

1. 9月1日以降に電子申請システムを利用するための電子証明書発行について

e-Rad

e-Rad

e-Rad

e-Rad

e-Rad

e-Rad

e-Rad

e-Rad

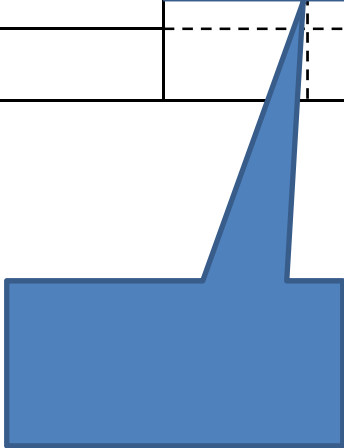
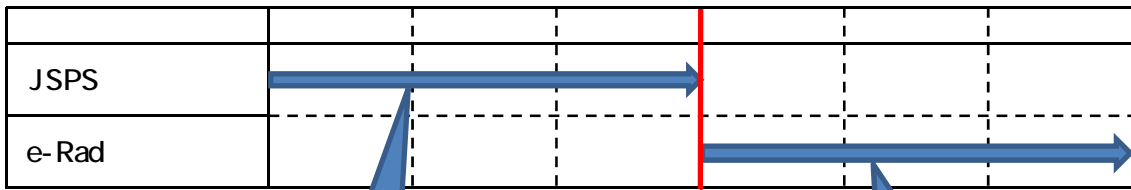
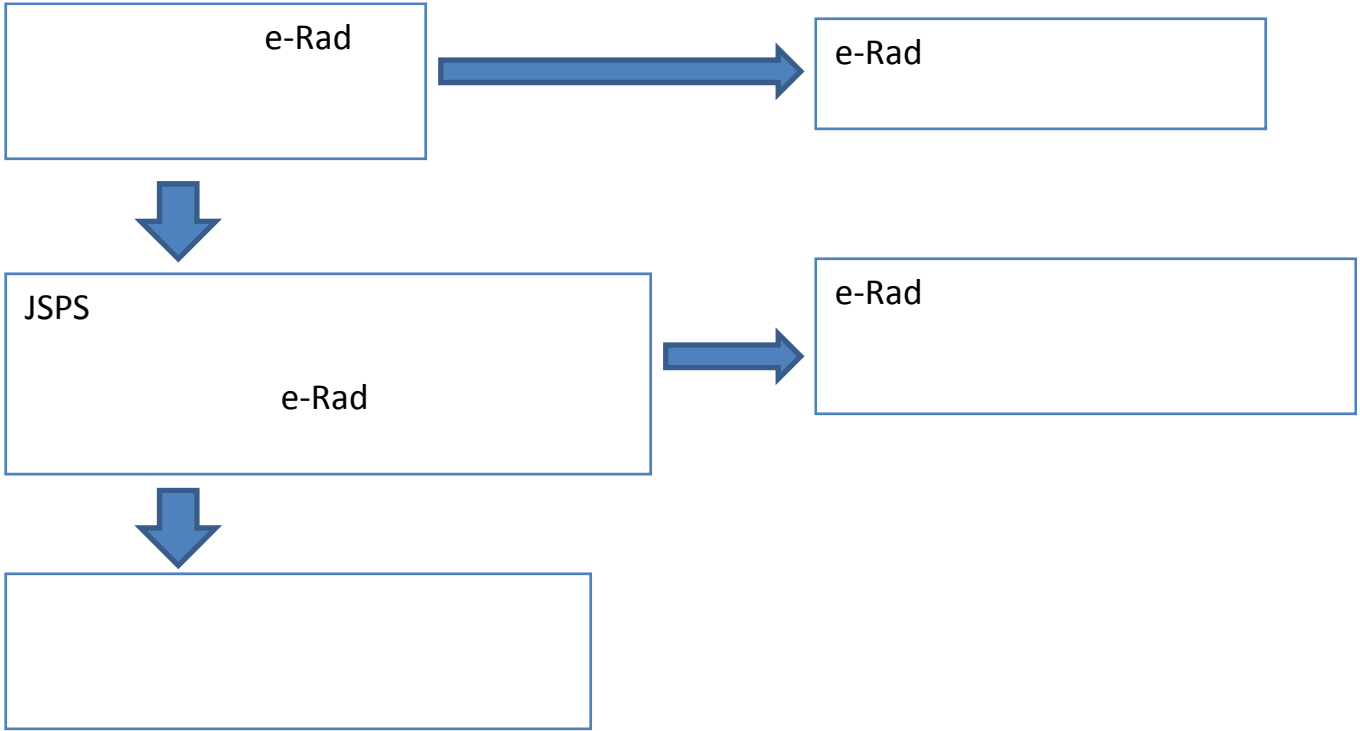
e-Rad

e-Rad
<http://www.e-rad.go.jp/>

3. 電子申請システムの ID・パスワード発行について

ID

ID



一斉切り替えを行うため、双方の証明書が利用できる並行期間はありません。

Q&A

No.		
	e-Rad	_____
	ID	ID
		ID
	e-Rad	URL e-Rad http://www.e-rad.go.jp/contact/faq/shozoku/index.html
	e-Rad	e-Rad e-Rad
9 1	e-Rad	e-Rad e-Rad
	JSPS e-Rad	e-Rad
	JSPS e-Rad	
	e-Rad	e-Rad